

国立大学法人の役員退職手当規程の改正について

1 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について

○ なし

2 その他の改正について（別紙1参照）

○ 在職期間の通算について例外措置を設ける改正等、法人の個別事情による改正

2. その他の改正について

改正内容	法人数	法 人 名
役職員の在職期間の通算に係る改正	1	総合研究大学院大学
退職手当の支払い時期に係る改正	1	新潟大学
字句等の整備	1	東京芸術大学

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員の報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。

○国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成 24 年 8 月 7 日閣議決定)(抄)

5 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。)の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。